

保護者の皆様へ

天理市教育委員会

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ

市教育委員会では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費などの費用の一部を援助する制度を実施しています。この制度の利用を希望される保護者の方は、下記により申請書を提出してください。

記

【1. 対象者】

天理市立小・中学校に在籍し、同一生計世帯の総所得金額の合計額が基準額以内である世帯（準要保護世帯）

＊生計を同じくする家族全員（単身赴任・別居を含む）の収入や世帯構成を基に令和7年度の課税状況により審査します。審査基準は世帯構成や年齢等により異なります。

＊審査結果のお知らせは7月に郵送予定です。

【2. 申請方法】

申請期限：令和7年4月30日（水）まで

「令和7年度就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、在籍している学校に提出してください。

昨年度に引き続き、継続して受給を希望する場合も毎年度申請が必要です。入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方も、他の費目の支給を受けたい場合は必ず申請してください。

＊在籍学校ごとに申請書を提出頂き、兄弟姉妹で申請漏れがないようにご注意ください。

＊申請期限後も随時受付します。新入学児童生徒学用品費ほか一部の援助については、対象外となります。

＊審査には令和6年中の所得申告が必要です。令和7年度（令和6年中）の市民税の申告をしていない場合は審査できません。必ず事前に申告手続きをお願いします。

＊令和7年度より、提出書類を変更しています。

①令和7年1月1日時点天理市に在住の方はマイナンバーの届け出を廃止

②本人確認書類の提出を廃止

同一生計世帯で、学校徴収金（教材費等の学校が保護者から徴収する経費）や学校給食費が未納の場合、直接学校または天理市へ振り込み、未納に充当することがありますので、同意の上、申請してください。

【3. 援助の内容】 ※4月認定の場合の金額です。支給額は変更になる場合があります。

援助の費目		1 学期分 (4～8 月分)	2 学期分 (9～12 月分)	3 学期分 (1～3 月分)	支給時期（予定）
学用品費 通学用品費	小学校 1 年生	4,840 円	3,880 円	2,910 円	1 学期分：9 月 2 学期分：1 月 3 学期分：4 月
	小学校 2～6 年生	5,780 円	4,640 円	3,480 円	
	中学校 1 年生	9,465 円	7,580 円	5,685 円	
	中学校 2～3 年生	10,410 円	8,340 円	6,250 円	
新入学児童生徒学用品費 (4 月認定の 1 年生)		小学校 1 年生：54,060 円 中学校 1 年生：63,000 円 ※入学前に受給された方は対象外			9 月
新入学児童生徒学用品費 (入学前支給)		小学校 6 年生：63,000 円 ※天理市立中学校へ進学する児童を対象			3 月
学校給食費		実費			5・6 月期納付分：9 月 7 月期～：引き落しを停止
校外活動費		実費（宿泊あり・なし年 1 回ずつ）			実施精算後、間に合う月に支給(9 月, 1 月, 4 月) キャンセル料等一部対象外
修学旅行費		小学校上限額：22,690 円 中学校上限額：60,910 円			
医療費（※）		保護者負担分			随時
自転車通学ヘルメット代		中学校上限：2,000 円			9 月

（※）医療費について **医療費の支給は保護者からの申し出が必要です。**

医療費の援助は特定の疾病の治療が対象です。病院窓口にて「医療券」の提示が必要ですので、**病院受診前**に在籍学校で「医療券」発行申込みのお手続きをお願いします（就学援助費を申請された方に限る）。また、「医療券」を使用される場合は、**子ども医療費受給資格証等を提示しないでください。あとから医療券を使用することは原則できません。**

1学期（認定までの期間）は一旦保護者様にお支払い頂き、認定後に保護者様の口座へ振り込みます。**領収書・診療明細書等の写しを保管し、認定された場合は学校へ提出してください。**

＊援助対象の疾病：学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病（保険適用分）

トラコーマ・結膜炎

白癬・疥癬・膿疱疹

中耳炎

慢性副鼻腔炎・アデノイド

う歯（むし歯）

※むし歯治療のみ対象になります。**Co（要観察歯）処置、歯石除去、歯周病治療等は対象外です。**

寄生虫病（虫卵保有を含む。）

1学期（認定までの期間）	2～3学期
①「医療券」発行申込み・受取	
②受診（保護者負担あり）	②受診（保護者負担なし）
③学校へ「医療券」「領収書」の提出	③医療機関口座へ振り込み
④認定後保護者様口座へ振り込み	

＜問い合わせ先：在籍の小・中学校または、教育総務課 TEL63-1001（内線530）＞